

大津市議会ミッションロードマップ

（議会版実行計画）

平成27年9月

（平成30年3月改定版）

大津市議会

～議会の責任と実行～

「市民に分かりやすい 開かれた議会」を目指して

1 大津市議会ミッションロードマップの策定について

地方議会においては、地方分権の推進に伴いこれまでに増して市民の関心と期待が高まる中、その役割は益々拡大しています。しかし、一方では市長提案議案について、十分な審議を経ずにそのまま可決するいわゆる追認機関となっているとの批判もあります。さらには、政務活動費の不正支出問題や、セクハラヤジ問題などもこうした議会批判に拍車をかけ、地方議会不要論までも出てきています。そのような風潮の中で、大津市議会（以下、「市議会」という。）では、自らの機能を高めることにより市民福祉の更なる向上を目指すとともに、果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていくことの決意の現れとして、市議会が志す基本理念や基本方針などを定めた「大津市議会基本条例※（以下、「基本条例」という。）を平成27年3月に制定（同年4月1日施行）しました。また、この基本条例は、これまで市議会が進めてきた議会改革の集大成と位置付け、その改革を明文化し改革の歩みを後退させないための市民との約束でもあります。

このたび、市民との約束である基本条例を具現化するため、議会版実行計画として「大津市議会ミッションロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）を策定したところです。これは、今議員任期中4年間における議会活動の実行目標やその工程を任期当初に設定することで、全議員が市議会としての議会活動への共通理解を深め、そのビジョンを共有することで議会力を高めるとともに、議会活動に対する市民への説明責任を果たし、市議会の「見える化」の推進を図るものです。

※大津市議会基本条例は、資料編を参照

2 大津市議会が掲げる基本理念と基本方針について

市議会では、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的として、「市民自治の観点から時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すこと」を基本理念としました。これは、地方分権時代に相応しい議会としての基本的な姿勢や考え方を示したもので、自主性と自立性を重んじた議会運営を行うとともに、市民の意見を踏まえて、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現することを目指したものです。

また、この基本理念を実現するために、①二元代表制の一翼を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮すること。②市民に対し市政の課題などの情報を積極的に公開し、負託を受けた市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。の2つの基本方針を掲げ議会活動を実践するものです。

3 大津市議会の議会改革の取組について

市議会では、これまでも政策立案機能の強化、議会審議の活性化、議会活動の透明性の向上など議会活性化の取組を進め、積極的に議会改革を実行してきました。

〈議会改革の歩み（平成22年3月から平成27年8月まで）〉

年月	項目	内容
平成22年3月	大津市防災対策推進条例を制定	議員提案による初めての政策立案条例。学区自主防災会等との意見交換や先進地への視察等を経て自助・共助・公助の理念に基づく防災対策推進条例を約3年間かけて制定したもの
4月	議長交際費の公開	議会活動の透明性を高めるため、議長交際費の支出状況をホームページで公開するとともに議会事務局（H27.4.1から議会局）で閲覧を可能としたもの
6月	本会議での質問方式の見直し	本会議での議論を分かりやすくするため、従来の一括質問方式に加え、一問一答方式・分割質問方式を導入したもの
12月	議員定数の削減	議員定数検討特別委員会を設置し、議員定数を40人から38人に削減したもの
平成23年4月	政務活動費に関する議長の是正命令権の付与	政務活動費の使途などについて、コンプライアンスの向上のため、議長に是正命令権を付与したもの
6月	政策検討会議の設置	議員提案による条例の制定や政策提言を行うため、全ての会派から選出された議員で構成する政策検討会議のスキームを制度設計したもの
11月	龍谷大学とパートナーシップ協定を締結	大学の知的資源を議会改革に活用し、政策立案機能の強化と人材育成を行うため、龍谷大学とパートナーシップ協定を締結したもの
12月	大津市議会議員政治倫理条例を制定	市民と議員のより一層の信頼関係の確立に向け、9回の政策検討会議で積極的に議論し、議員提案により政治倫理条例を制定したもの
平成24年5月	傍聴人規則を改正・委員会等傍聴規程を制定	傍聴受付簿を廃止し、氏名や住所を書かなくても本会議と委員会を傍聴できるようにしたもの

年月	項目	内容
6月	予算決算常任委員会の設置	前年度の決算における審査結果を、次年度の予算編成に反映させるため、新たに予算決算常任委員会を設置したもの
平成25年2月	大津市子どものいじめの防止に関する条例を制定	いじめの根絶に向けた総合的な取組みを社会全体で進めるため、17回の政策検討会議で議論を重ね、議員提案によりいじめ防止条例を制定したもの
6月	通年議会の導入	毎年5月に開会し、翌年の4月末までの約1年間を会期とすることにより、災害などの突発的な事態や緊急の行政課題などに議会が主体となって本会議を開催し、速やかに補正予算などの議案審議を行える通年制を導入したもの
11月	議会報告会の実施	常任委員会単位で、市内4箇所において議会の活動状況や議会としての考え方、各常任委員会の所管事項などを報告する議会報告会を実施したもの
平成26年1月	立命館大学とパートナーシップ協定を締結	大学の知的資源を議会改革に活用し、政策立案機能の強化と人材育成を行うため、2校目となる立命館大学とパートナーシップ協定を締結したもの
2月	大津市議会会議条例を制定	会議規則を廃止し、新たに会議条例として条例化することにより、市民権利の保障、議会の特異な法体系の解消、議会運営の「見える化」などを実現したもの
3月	個別賛否表示システムの導入	個別賛否表示システムを導入し、採決の個別賛否を大型スクリーンやインターネット議会中継の画面に表示したもの
	議会BCP（業務継続計画）の策定	大規模地震などの非常時においても、議会としての機能維持を図るために必要となる組織体制や、議員の行動基準などを定めたもの
4月	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科とパートナーシップ協定を締結	大学の知的資源を議会改革に活用し、政策立案機能の強化と人材育成を行うため、3校目となる同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科とパートナーシップ協定を締結したもの
11月	タブレット端末の導入	議会関連資料を電子化するペーパーレス化、文書の保存及び管理の効率化並びに議会運営の効率化を図るためタブレット端末を導入したもの
平成27年3月	大津市議会基本条例を制定	市議会が進めてきた議会改革の集大成として、また、改革の歩みを後退させない市民との約束として、市議会が志す基本理念や基本方針などを定めたもの

年月	項目	内容
3月	大津市災害等対策基本条例を制定	議会BCPの策定を踏まえ、議会の役割と責務を明確にする中で、災害と危機に強く安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目指し、必要な規定を定めたもの
5月	予算常任委員会及び決算常任委員会の設置	議会審議の透明性向上のため、予算決算常任委員会を予算常任委員会及び決算常任委員会に分割し、決算常任委員会には議会選出の監査委員を除く改正をしたもの
8月	政務活動費のホームページ上における全面公開	これまでに公開していた収支報告書に加えて、出納簿、支出伝票、領収書、視察報告書など政務活動費に係る全ての書類（個人情報等非公開部分を除く。）をホームページに公開するもの

4 大津市議会ミッションロードマップの対象期間について

ロードマップの対象期間は、今議員任期が平成27年5月1日から平成31年4月30日までであることを踏まえ、平成27年10月1日から平成31年3月31日までとします。なお、次期のロードマップについては、次期の市議会で検討されることではありますが、当該ロードマップの評価・検証を踏まえ、新たなロードマップとして策定されることが望ましいと考えます。

5 大津市議会ミッションロードマップの策定方法について

ロードマップの策定は、当該ロードマップの策定を目的に設置された政策検討会議※における協議を踏まえ、全議員への報告及び議会運営委員会における審議を経て、全会一致をもって策定したものです。

※政策検討会議は、資料編を参照

6 大津市議会ミッションロードマップの実行テーマについて

ロードマップの実行テーマは、政策立案及び議会改革の分野において、それぞれ次の表に掲げるテーマを計画的に実行します。テーマは、基本条例の具現化に向け各会派から提案されたテーマ（※1）を共通性、市民性、緊急性、有益性及び提案数の5つの選定基準に基づき評価（※2）するとともに、これまでの政策検討会議での条例制定に要した日数やその他の経験値などを総合的に検討し、選定したものです。

なお、別表については、実行テーマとして選定には至らなかったが取り組む必要性が高いとされたテーマを整理したものです。

（※1）各会派から提案されたテーマは、資料編を参照

（※2）選定基準の評価は、資料編を参照

〈ロードマップの実行テーマ 全体工程表〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
政策立案	(仮) がん対策推進基本条例	(仮) 土地利用基本条例		
	議決事件の検証			
		議会における行政評価		
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
議会改革	専門的知見を有する職能団体との連携強化			
	正副議長選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施	議会活動の評価制度の構築		政策形成過程における住民参加のあり方検討
	議会図書室の充実			

★平成 28 年 3 月一部改正（若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくりの工程を改正）

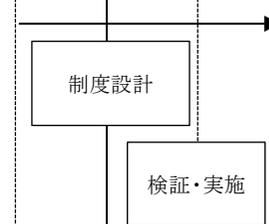
★平成 29 年 3 月一部改正（（仮称）交通基本条例の工程を改正）

★平成 30 年 3 月一部改正（（仮称）土地利用基本条例の工程を改正、（仮称）交通基本条例を取消し）

〈ロードマップの実行テーマ 詳細〉

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
					平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		
					前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
政策立案	条例制定	（仮称）大津市がん対策推進基本条例の制定	がんは日本人の死亡原因の第 1 位であり、3 人に 1 人はがんにより死亡し、その罹患率も増加傾向にある状況を踏まえ、市民への意識啓発としてがんの予防、早期発見を推進するとともに、がん対策に取り組む行動理念を示し、地域のがん医療の水準向上を図り市民が安心して暮らせる社会を実現することを目的とするもの	政		→ 条文作成							第 4 条 第 17 条
		（仮称）大津市土地利用基本条例の制定	これまでの土地利用に係る行政の課題（個別法に基づく所管部局の連携不足や責任体制の不明確、土地利用問題協議会の形骸化等）を踏まえ、多様な視点（政策・環境・衛生・防災等）からなる土地利用に係る基本的な方針・方向性を明確にするとともに、市の総合計画、国土利用計画及び都市計画マスタープラン等の計画の位置付け・関連性を整理することで、本市が目指す土地利用の推進を図ることを目的とするもの	政					→ 事前調査・検証、執行部協議等			条文作成	第 4 条 第 17 条

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例					
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半	
		議決事件の検証	基本条例第19条の趣旨に基づき、これまでの議決事件の検証に加え、行政計画やその他の事項について、行政との協議・議論の下に、追加・拡充を検討し、議決機関としての役割と責任を果たすもの	政										第4条 第19条
	行政検証	議会における行政評価	執行部においては行政評価システムに基づく施策評価や事務事業評価を実施しているところであるが、議会としてその行政評価の検証や執行部と違った視点をもって、費用対効果や市民ニーズとの整合性などを含め評価・検証し、議会としての監視機能を発揮する中で政策立案へつなげることが必要であり、そのための仕組み・制度を検討するもの	政										第4条 第17条



大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例						
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半		
	施策提案	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり	学生をはじめとする若者の政治に対する関心や興味の低さ、低投票率の状況を踏まえ、市政や議会への関心と投票率の向上を図るため、これまでの取組の検証をはじめ、議場見学などより市民ニーズを反映するための方策やIT等を活用した多様な仕組みを創出するもの	政広											第4条 第17条
	議会改革	専門的知見を有する職能団体との連携強化	これまでも市議会においては、専門的知見の活用として、3大学とパートナーシップ協定を締結し、政策検討会議に当該大学の教授から助言や指導を受け、市議会の政策立案に大きな効果をもたらしている。これに加え、今後想定される多様な行政課題を見据える中、職能団体による専門的な見地からの助言は、政策形成において非常に有益であり連携強化に努めるもの	議(局)											第5条 第21条 第24条

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例				
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半
	住民参画	政策形成過程における住民参加のあり方検討	市の政策に対し、多様な市民の声やニーズを反映することは、議会の役割でもあり、また、大きな課題でもある。執行部では意識調査やフォーラム、議会では議会報告会などを通して情報の収集や発信、さらには広報やネットによる情報提供など多様な媒体やツールを活用し、市民ニーズの把握に努めているところであるが、改めて、議会として政策形成過程における住民参加のあり方について検討をするもの	議広(局)									第14条 第21条
	議会運営	議会活動の評価制度の構築	これまで市議会が自らの議会活動を評価する仕組みはなかったが、基本条例及びロードマップの策定を踏まえ、議会としての自主性・自律性を基本に評価制度を検討し、議会の見える化の推進と議員活動の活性化を図るもの	議(局)									第5条 第21条

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例				
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半
		正副議長の選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施	正副議長の立候補制及び所信表明制度を導入するとともに、議長の記者会見についても、その効果的・効率的な運用を検討し、市民に開かれた市議会、市民への説明責任、議会の見える化を促進するもの	議		→							第4条 第5条 第21条
	広報広聴	議会図書室の充実	議会図書室においては、図書の更新整備をはじめ、ネットを活用した情報検索の活用や司書によるレファレンスを検証し、議員の調査研究・政策立案に資する体制を計画的に整えるもの	議 広 (局)				→					第5条 第21条 第27条

- ※政 → 政策検討会議・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議
議 → 議会運営委員会・・・ 議案や議会運営などに関する事項について、調査や審査を行うために設置された委員会
広 → 広報広聴委員会・・・ 議会広報紙の編集、発行及び議会広聴に関する協議を行うために設置された委員会
(局) → 議会局・・・ 地方自治法に基づき、議会に関する事務などを処理するために設置された事務局

※議会運営及び広報広聴に係るテーマに係る工程の詳細などは、それぞれの実施機関で決定します。

- ★平成28年3月一部改正（若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくりの工程を改正）
★平成29年3月一部改正（（仮称）交通基本条例の工程を改正）
★平成30年3月一部改正（（仮称）土地利用基本条例の工程を改正、（仮称）交通基本条例を取消し）

別表 〈実行テーマの次に、取り組む必要性が高いとされたテーマ〉

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	議会基本条例
政策立案	条例制定	(仮称)大津市ネット依存から子どもを守る条例の制定	多くの子どもは多様な媒体を通してインターネットが駆使される社会の中で暮らしており、ネット依存をはじめさまざまな弊害や問題が指摘されている中、青少年の健全育成の視点などを踏まえた、子どもを守る条例を制定するもの	政	第4条 第17条
		(仮称)大津市歯と口腔の健康づくり条例の制定	歯と口腔の健康は、健康寿命の延伸や質の高い生活を営む上で非常に重要であることから、市民の健康づくりの見地から条例を制定するもの	政	第4条 第17条
		(仮称)大津市まちづくり基本条例の制定	地域特性を踏まえた住民自治のあり方、市の意思決定のプロセス、行政が考える市民との協働のあり方など、大津市のまちづくりの基本となる理念や方針を明確化するための条例を制定するもの	政	第4条 第17条
	行政検証	大津市重要な公の施設に関する条例の検証	市場や図書館、ケアセンターおおつについて、そのあり方が議論される中、市民生活に密接に関係するこれら施設を含め、市民ニーズを的確に反映すべく当該条例を検証するもの	議(局)	第4条 第17条
		大津市総合計画基本構想の評価・検証	執行部においては次期総合計画基本構想に向けた検証作業が実施されているが、その検証は不十分であると考え、市議会として評価・検証し、執行部への提案につなげるもの	政	第4条 第17条
	施策提案	条例を検証する仕組みづくり	市議会が議員提案の条例に限らず、全ての条例について、計画的に見直しや改廃などの検証が行える仕組みを検討するもの	政	第4条 第17条
		おおつ創生の検討	執行部においては短期間に地方創生として総合戦略の策定を進めているが、市議会として執行部とは違った視点により継続的に大津の将来を見据え検討を行うもの	政	第4条 第17条

※政 → 政策検討会議・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議

議 → 議会運営委員会・・・ 議案や議会運営などに関する事項について、調査や審査を行うために設置された委員会

(局) → 議会局・・・ 地方自治法に基づき、議会に関する事務などを処理するために設置された事務局

7 大津市議会ミッションロードマップの進行管理について

(1) 進行管理の機関

ロードマップの進行管理（当該ロードマップ策定時には想定しなかった重要又は緊急の事態が生じた場合における、当該重要又は緊急の事態の取扱いに係る運用を含む。以下同じ。）は、議会運営委員会で行います。

(2) 進行管理の実施時期

ロードマップの進行管理は、原則として毎年1回、3月に実施します。ただし、議会運営委員会が必要と判断した場合は、この限りではありません。

(3) 進行管理の手法

進行管理は、当該年度に実施しているテーマ（項目）の進捗状況を検証し、次年度以降のテーマの確認（テーマの変更、取扱順位及び工程の変更を含む。）を行います。

(4) 外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては、4年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的・総合的に評価・検証し、次期議員任期における議会活動に活用します。

資料編

1 政策検討会議委員及び会議経過

(委員名簿)

会 派 名	名 前	備考
湖誠会	竹 内 照 夫	座長
	桐 田 真 人	
大津市議会公明党議員団	高 橋 健 二	副座長
市民ネット21	船 本 力	
日本共産党大津市会議員団	杉 浦 智 子	
志成会	谷 祐 治	
大津維新の会	河 村 浩 史	
絆の会	西 村 和 典	
チーム大津	嘉 田 修 平	

(会議経過)

回数	日時	内容
1	H27.6.26	1. 正副座長及び委員の紹介について 2. 議会ミッションロードマップの策定について 3. スケジュール(案)について 4. 次回の日程について 5. その他
2	H27.7.6	1. 会派提案テーマについて 2. 次回の日程について 3. その他
3	H27.7.24	1. 議会ミッションロードマップのテーマ選定について 2. 次回の日程について 3. その他
4	H27.8.6	1. 議会ミッションロードマップ(素案)について 2. 次回の日程について 3. その他
5	H27.8.25	1. 議会ミッションロードマップ(案)について

政策検討会議全体会 平成27年9月16日

2 各会派から提案されたテーマ

会派名	テーマ	分野	備考
湖誠会	① がん対策推進基本条例の検討	政策立案	公
	② 議会の評価制度の導入検討	議会改革	
	③ 正副議長を選出に係る立候補制および所信表明制度の検討ならびに適宜の議長記者会見の実施の検討	議会改革	志
	④ 議決事件の追加検討	政策立案	公、志
	⑤ 大津市重要な公の施設に関する条例の改正	政策立案	
	⑥ 議会における行政評価に向けた制度設計	政策立案	ネ、志
大津市議会公明党議員団	① 犬猫の殺処分ゼロ	政策立案	
	② おおつ創生	政策立案	
	③ がん対策推進条例	政策立案	湖
	④ 公共調達基本条例	政策立案	
	⑤ 生物多様化保全の条例	政策立案	
	⑥ ネット依存から子どもを守る条例	政策立案	
	⑦ 歯と口腔の健康づくり条例	政策立案	
	⑧ 政策形成過程における住民参加のあり方	議会改革	
	⑨ 大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の改正	政策立案	
	⑩ 議決事件の拡大	政策立案	湖、志
市民ネット21	① 議会への関心と投票率向上の仕組みづくり (18歳選挙権の決定により若者への政治参加、意識向上を目指し、その上で、全体の投票率向上を図る。)	政策立案	チ
	② 交通基本条例の策定 (市民ニーズを具体的に把握し、持続可能なしくみを各地域の市民とつくる。同時に、支所、公民館、就学前の施設と機能を考慮するとともに、買物や病院へのアクセスについて実効性ある取組みにより地域の活性化を図る。)	政策立案	
	③ 議会提案条例のメンテナンスの仕組みづくり	議会改革	

会派名	テーマ	分野	備考
	(議会提案の条例について、期に一回は改廃、継続を確認する。議員の入れ替わりがあることにも配慮して、新しい議員との情報と意識の共有も行う。)		
	④ 条例を検証する仕組みづくり (議員提案の条例だけではなく、全ての条例を対象として、計画的に見直し、改廃を議論する。また、新規条例の策定時には、執行部の担当課職員の意見聴取を踏まえ(必要に応じて、兼務辞令を発令するなど)、議会が策定する。ということが可能なしくみづくりを行う。段階的に取扱う条例を増やし全体を議会がコントロールすることを目指す。本来あるべき議会の権能をより発揮する仕組みづくりのために議員間で議論する。)	政策立案	
	⑤ 議会版行政評価の仕組みづくり (チェック機関として、執行部が作成する行政評価(施策評価や事務事業評価)のPDCAで評価するのではなく、議員一人ひとりが日常活動において市民の意見や要望を聴き反映させるため、議会としてPDCAを実効し事業の新設、改善、廃止を決定する。)	政策立案	湖、志
	⑥ 市民ニーズを施策に反映する・改善する仕組みづくり (これまで、執行部が実施したアンケート結果を確認し、各議員がそれぞれの活動で取り組みをしているが、成果は見えない。よって、現状の市民ニーズや問題点を把握し、誰が、いつまでに、どう対応するのか。対応後の状況はどうか、変わったことで新たな課題は無いかなどをチェックする。)	政策立案	絆
日本共産党大津市会議員団	① 議会だよりの再考	議会改革	
	② 発言の通告と答弁の再考	議会改革	
	③ 委員会行政視察のあり方	議会改革	
	④ 議会役員選出方法の再考	議会改革	
	⑤ 議会図書館の充実	議会改革	
	⑥ 参考人招致の活用	議会改革	
	⑦ 議会報告会の実施	議会改革	
志成会	① 各種計画を含めた議決事件の追加・見直し	政策立案	湖、公
	② 大津市総合計画基本構想の評価・検証	政策立案	

会派名	テーマ	分野	備考
	③ 議会による行政評価の検証	政策立案	湖、ネ
	④ 専門的知見を有する職能団体との連携強化	議会改革	
	⑤ (仮称) 大津市まちづくり基本条例の策定 (地域特性を踏まえた住民自治のあり方等について)	政策立案	
	⑥ (仮称) 大津市土地利用基本条例の策定	政策立案	
	⑦ B B Cでの議会広報の見直し (各常任委員会委員長にきく等)	議会改革	
	⑧ 大津市議会公式Y o u T u b eチャンネルの整備	議会改革	
	⑨ 正副議長選挙の立候補制導入	議会改革	湖
大津維新の会	① 学生を対象にした出張議会 (議会見学)	議会改革	
	② 大津駅前の活性化	政策立案	
	③ 市の所有する土地の活用方法	政策立案	
絆の会	① ボイス オブ パーソン (市民の声) を活かす仕組みづくり	政策立案	ネ
チーム大津	① 若者の投票率向上のための一連の取組 (投票所の新設、I Tを最大限活用した候補者の見える化など)	政策立案	ネ
	② 市政サービスの値札づけ	政策立案	
計	44テーマ 内訳 (大分類) 政策立案 28 議会改革 16		

※湖 ⇒ 湖誠会、 公 ⇒ 大津市議会公明党議員団、 ネ ⇒ 市民ネット21、 共 ⇒ 日本共産党大津市会議員団、 志 ⇒ 志成会、
 維 ⇒ 大津維新の会、 絆 ⇒ 絆の会、 チ ⇒ チーム大津

3 選定基準の評価

実行テーマの選定は、政策検討会議において各会派から提案されたテーマの内容に応じて、最初に「ロードマップとして取り組むことが相応しいテーマ」と、「他の手法により取り組むべきテーマ」に選別をした後、ロードマップとして取り組むことが相応しいテーマについて、次の基本的な考え方のもと、選定基準に基づき評価したものです。

なお、他の手法により取り組むべきテーマについても、区分整理し、その取組の方向性を定め、ロードマップとの関連性や市議会としての取組の必要性が特に高いものについては、ロードマップの実行テーマに位置づけたものです。

－基本的な考え方－

- ① 「政策立案」と「議会改革」のテーマを、さらにそのテーマの性質により「政策立案」においては「条例制定」、「行政検証」及び「施策提案」の3区分に、「議会改革」においては「機能強化」及び「住民参画」の2区分に細分し、それぞれの区分から最低1テーマは実行する。
- ② 4年間のロードマップの対象期間を考慮する。
- ③ 選定しなかったテーマについては、毎年、ミッションロードマップを進行管理する議会運営委員会において、本市を取り巻く社会環境や行政課題などを踏まえて、その取扱の必要性などを検討する。

※ 選定基準（3段階評価）

- (1) 共通性・・・議会全体として取り組むべき程度（大⇒3、中⇒2、小⇒1）
- (2) 市民性・・・市民生活への反映・影響の程度（大⇒3、中⇒2、小⇒1）
- (3) 緊急性・・・市民生活・市政（課題）における当該テーマに係る緊急度（大⇒3、中⇒2、小⇒1）
- (4) 有益性・・・市民生活・市政（課題）における当該テーマの果たす有効性・必要性の程度（大⇒3、中⇒2、小⇒1）
- (5) 提案数・・・テーマを提出した会派数（3会派⇒3、2会派⇒2、1会派⇒1）

○ ロードマップとして取り組むことが相応しいテーマ (政策検討会議における評価結果)

大分類	中分類	テーマ	実施機関	選定基準 (3段階評価)						議会基本条例	選定	備考
				共通性	市民性	緊急性	有益性	提案数	計			
政策立案	条例制定	がん対策推進基本条例	政	3	3	2	2	2	12	第4条 第17条	◎	H27
		犬猫の殺処分ゼロ (条例)	政	3	2	2	2	1	10	第4条 第17条	△	
		公共調達基本条例	政	3	1	2	2	1	9	第4条 第17条	△	
		生物多様化保全の条例	政	3	2	2	2	1	10	第4条 第17条	△	
		ネット依存から子どもを守る条例	政	3	3	2	2	1	11	第4条 第17条	○	
		歯と口腔の健康づくり条例	政	3	3	2	2	1	11	第4条 第17条	○	
		交通基本条例の策定	政	3	3	2	3	1	12	第4条 第17条	◎	H29~H30
		(仮称) 大津市土地利用基本条例	政	3	2	3	3	1	12	第4条 第17条	◎	H28~H29
		(仮称) 大津市まちづくり基本条例	政	3	3	2	2	1	11	第4条 第17条	○	
	行政検	議決事件の検証 (追加・見直し・拡大)	政	3	1	2	3	3	12	第4条 第19条	◎	H27~H28
	大津市重要な公の施設に関する条例の改正	議	3	1	3	3	1	11	第4条	○		

大分類	中分類	テーマ	実施機関	選定基準（3段階評価）						議会基本条例	選定	備考
				共通性	市民性	緊急性	有益性	提案数	計			
	証		(局)							第17条		
		議会における行政評価に向けた制度設計（仕組みづくり・検証）	政	3	1	2	3	3	12	第4条 第17条	◎	H28～H29
		大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の改正	議(局)	3	1	2	2	1	9	第4条 第17条	△	
		大津市総合計画基本構想の評価・検証	政	3	1	3	3	1	11	第4条 第17条	○	
	施策提案	若者（学生）の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり（議会見学、IT活用等）	政 広	3	2	2	2	3	12	第4条 第17条	◎	H29～H30
		条例を検証する仕組みづくり	政	3	1	2	3	1	10	第4条 第17条	○	
		おおつ創生	政	3	2	2	2	1	10	第4条 第17条	○	
議会改革	権能強化	専門的知見を有する職能団体との連携強化	議(局)	3	2	2	2	1	10	第5条 第21条 第24条	◎	条例等具体的なテーマ設定時に連携へ（適宜）
	住民参画	政策形成過程における住民参加のあり方	議 広(局)	3	2	2	2	1	10	第14条 第21条	◎	H29～H30

※政 → 政策検討会議 議 → 議会運営委員会 広 → 広報広聴委員会 (局) → 議会局

○ 他の手法により取り組むべきテーマ（政策検討会議における協議結果）

大分類	中分類	テーマ	検討・実施機関・	取組期間	議会基本 条例	選定	備考
政策 提案	施策 提案	大津駅前の活性化	議員⇒委員会の所管事務調査	H27～	第4条 第17条		
		市民ニーズ（市民の声）を施策に反映する・ 活かす仕組みづくり	議員・会派⇒調査研究 （議会運営委員会、広報広聴委員会（議 会局））	H27～	第4条 第17条		ロードマップ 議会改革 住民 参画の関連項目
	行政 検証	市政サービスの値札づけ	議員⇒決算常任委員会などの審査	H27～	第4条 第17条		
		市の所有する土地の活用方法	議員⇒具体的土地の特定⇒所管の委員 会などにて調査	H27～	第4条 第17条		
議会 改革	議会 運営	議会の評価制度の導入検討	議会運営委員会 （議会局）	H28～29 （制度設計） H30（試行・実施）	第5条 第21条	◎	
		正副議長の選出に係る立候補制および所信 表明制度の検討ならびに適宜の議長記者会 見の実施の検討	議会運営委員会	H27（検討） H28（実施）	第4条 第5条 第21条	◎	
		委員会行政視察のあり方	議会運営委員会 各委員会	H27（検討） ※毎年検証	第5条 第21条		
		議会提案条例のメンテナンスの仕組みづく り	議会運営委員会 （議会局）	H27～28（検討） H29（実施）	第5条 第21条		

大分類	中分類	テーマ	検討・実施機関・	取組期間	議会基本 条例	選定	備考
		議会役員選出方法の再考	(議会運営委員会)	H27 (検討)	第5条 第21条		
	議事 運営	発言の通告と答弁の再考	(議会運営委員会)	H27 (検討) ※適宜検証	第5条 第21条		
		参考人招致の活用	議会運営委員会 各委員会	H27～ ※適宜活用	第5条 第14条 第21条		
	広報 広聴	議会図書館の充実	議会運営委員会 広報広聴委員会 (議会局)	H27～ (図書等整備) ※適宜検証	第5条 第21条 第27条	◎	
		議会だよりの再考	広報広聴委員会	H27 (検討) ※適宜検証	第5条 第15条 第21条		
		議会報告会の実施	議会運営委員会 広報広聴委員会	H27 (検討) ※毎年検証	第5条 第15条 第21条		
		BBCでの議会広報の見直し (各常任委員会委員長にきく等)	広報広聴委員会	H27 (検討) ※適宜検証	第5条 第15条 第21条		

大 分 類	中 分 類	テーマ	検討・実施機関・	取組期間	議会基本 条例	選定	備考
		大津市議会公式Y o u T u b eチャンネル の整備	広報広聴委員会 (議会局)	H27 (検討)	第 5 条 第 15 条 第 21 条		

4 大津市議会基本条例

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第5条—第13条）

第3章 議会と市民との関係（第14条—第16条）

第4章 議会と市長等との関係（第17条—第20条）

第5章 議会の機能強化等（第21条—第28条）

第6章 補則（第29条）

附則

大津市は古代、天智天皇が都を置いた地として古都指定を受けた都市であるとともに、父なる比良、比叡の山々、母なる琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境の中で悠久の歴史と文化を育んできた。

明治31年に市制を施行して以来、幾多の合併を経て多様な地域特性を融合し、市民とともに歩み発展を遂げてきた。そして、今日、地方自治は大きな社会潮流の中でその自主性、自立性が問われる時代を迎えている。

このような状況下において、大津市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより市民福祉の更なる向上を目指すとともに、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮できるよう、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。

よってここに、大津市議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大津市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、市議会議員（以下「議員」という。）及び議会の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（実質的最低規範性）

第2条 議会は、議会に関する他の例規を解釈し、又は制定改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければな

らない。

(基本理念)

第3条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

(基本方針)

第4条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮すること。
- (2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第5条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民に対する説明責務を果たすこと。
- (3) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(災害時の議会对応)

第6条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、大津市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。
- (2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるものとする。

2 前項の規定に基づく議員の政治倫理については、大津市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第66号）で定める。

(議員定数)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第91条第1項の規定に基づき、議会の議員の定数は、38人とする。

2 議員定数を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。

(議員報酬)

第10条 議員報酬は、二元代表制の趣旨及び社会経済情勢を勘案するとともに、議員の活動状況を反映し、定められなければならない。

2 前項の規定に基づく議員報酬については、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)で定める。

(会派)

第11条 議員は、議会活動に資するため、政策を中心とした同一の理念を有して活動する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

(1) 議員の活動を支援すること。

(2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。

(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

(政務活動費)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、用途の透明性を確保した上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めなければならない。

2 前項の規定に基づく政務活動費については、大津市議会政務活動費交付条例(平成13年条例第1号)で定める。

(通年議会)

第13条 法第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議会の解散に伴う選挙が行われた年においては、これを変更することができる。

第3章 議会と市民との関係

(市民参加の機会の充実)

第14条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するよう努めるものとする。

(広報広聴機能の充実)

第15条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとする。

(会議の公開)

第16条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会（以下「会議等」という。）を原則として公開するものとする。

2 議会は、前項の会議等を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第17条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めるものとする。

(確認の機会の付与等)

第18条 議員は、会議等において質問又は質疑（以下この条において「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行わなければならない。

2 市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものとする。

3 議長は、議員又は委員会による条例の提案及び議案の修正の提案に対し市長等が意見を述べる機会を与えることができるものとする。

(議決事件の追加)

第19条 議会は、第4条第1号に規定する議決機関としての権能を最大限に発揮するため、法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号。以下「会議条例」という。）で定める。

(議会の委任による専決処分)

第20条 議会は、議決権限の重要性を踏まえつつ、市長等の迅速な事務執行によって得られる市民の利益を勘案し、法第180条に規定する専決処分の事項を決めなければならない。

2 前項の規定に基づく議会の委任による専決処分については、会議条例で定める。

第5章 議会の機能強化等

(議会改革)

第21条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、会議条例、大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

（議員研修）

第22条 議会は、議会の機能強化等のため議員研修の充実強化に努めなければならない。

（議員相互の討議の推進）

第23条 議会は、言論の府であることを認識し、議員間の討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議又は審査においては、議員間の議論を尽くすものとする。

（専門的知見等の活用）

第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

2 議会は、前項の目的を達するため、大学等との連携の更なる推進に努めるものとする。

（附属機関等の設置）

第25条 議会は、議会活動に関し審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、附属機関を置くことができる。

2 議会は、市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。

3 議会は、市政の課題に関し政策の提言又は条例の策定等の必要があると認めるときは、議員で構成する政策検討会議を置くことができる。

（議会局の設置及び体制強化）

第26条 議会に関する事務を処理するため、法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局として議会局を置く。

2 議会局に事務局長としての局長及び書記その他必要な職員を置く。

3 職員の定数は、大津市職員定数条例（昭和25年条例第11号）の定めるところによる。

4 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会局の法務及び財務等市政に関する調査機能の強化に努めるものとする。

（議会図書室の充実強化）

第27条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に資するため、議会図書室について、必要な資料等の収集保管のみならず、議員に積極的な情報提供を行う機能の充実強化に努めるものとする。

（予算の確保）

第28条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が議事機関としての権能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ、政務活動機能の充実を図るために必要な予算の措置に努めなければならない。

第6章 補則

(検討)

第29条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について議会運営委員会等で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市議会議員定数条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 大津市議会議員定数条例（平成13年条例第64号）

(2) 大津市議会定例会の回数を定める条例（昭和31年条例第17号）

(3) 大津市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成21年条例第25号）

(4) 大津市議会事務局設置条例（昭和37年条例第34号）

(5) 市長の専決処分事項に関する条例（昭和35年条例第1号）

(大津市議会政務活動費交付条例の一部改正)

3 大津市議会政務活動費交付条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「所属議員が1人の場合を含む。」を「大津市議会基本条例（平成27年条例第47号）第11条第1項に規定する会派で、所属議員が1人の場合を含む。」に改める。

(大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正)

4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

5 改正履歴

- 平成28年3月 一部改正

「若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり」の工程を、次のように改正

改正前 平成29年度から平成30年度まで

改正後 平成27年度から平成30年度まで

- 平成29年3月 一部改正

「(仮称) 大津市交通基本条例の制定」の工程を、次のように改正

改正前 平成29年度から平成30年度まで

改正後 平成30年度

- 平成30年3月 一部改正

「(仮称) 大津市土地利用基本条例の制定」の工程を、次のように改正

改正前 平成28年度から平成29年度まで

改正後 平成28年度から平成30年度(上半期)まで

「(仮称) 大津市交通基本条例の制定」を、テーマから取消し